

平成 29 年 8 月 3 日

各 位

上場会社名 株式会社郷鉄工所  
代表者名 代表取締役社長 林 直樹  
(コード番号 6397)  
問合せ先責任者 執行役員 若山 浩人  
(TEL. 0584-22-1124)

## 仮差押決定の受領に関するお知らせ

当社は、昨日、東京地方裁判所より、下記のとおり、平成 29 年 7 月 25 日付の E I J 株式会社及び株式会社ラグジュネルからの申立により、当社の取引のある金融機関の預金に対し仮差押決定した旨の通知を受領しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 申立に至った経緯

当社は、E I J 株式会社及び株式会社ラグジュネルから平成 28 年 12 月 15 日付でそれぞれ 90 百万円、60 百万円の借入をおこないました。その後、両社とは、平成 29 年 3 月 30 日付「固定資産・流動資産の一部譲渡及び一部賃貸借契約の締結、並びに債務免除等の金融支援に伴う特別利益の計上に関するお知らせ」及び平成 29 年 3 月 31 日付「流動資産の譲渡契約の締結並びに債務免除等の金融支援に伴う特別利益の計上に関するお知らせ」で公表したとおり、当社の固定資産・棚卸在庫の一部を両社へ譲渡し、当該譲渡に係る売却代金と譲渡先である両社からの借入債務を相殺する取引をおこなっております。なお、譲渡した在庫については、両社においては販売ルートを持っていないことから、当社の販売網を通じて順次売却をしていく予定でありました。

その後、平成 29 年 6 月 28 日に両社から、譲渡した在庫の販売が進んでいないことを理由として、平成 28 年 12 月 15 日付で生じた債権債務関係が引き続き存在する旨の確認書の提出を求められました。これに対し、当社は、「平成 28 年 12 月 15 日借入致しました、90 百万円(EIJ)・60 百万円(ラグジュネル)の返済に努力を致しております。現在は至っておりません。」との書面を作成し、平成 29 年 6 月 28 日に両社へ郵送しております。

#### 2. 仮処分命令の申立てがなされた日

平成 29 年 7 月 25 日

#### 3. 仮処分命令を申立てた者の概要

東京都港区 E I J 株式会社

東京都港区 株式会社ラグジュネル

4. 仮処分命令の申立の骨子

平成 28 年 12 月 15 日付で貸付けた元本の支払請求

(貸し付けた元本)

E I J 株式会社            90 百万円

株式会社ラグジュネル   60 百万円

5. 今後の見通し

両社からの申立てに対する当社の対応方針につきましては、今後顧問弁護士に相談のうえ、決定する予定でございます。当該申立てに伴って、7 月 25 日時点における金融機関 17 件の預金が仮差押えとなっております。なお、仮差押え執行以降に入金された資金につきましては、引出しは行える状況であります。

本申立てによって、平成 29 年 3 月期末の固定資産・流動資産の譲渡が否認された場合、平成 29 年 3 月期末に計上を予定していた特別利益の額が減少いたします。また、特別利益の減少は債務超過解消に影響を及ぼす可能性があります。

今後、開示すべき事象が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

以上